4月14日国会議事堂前。左側の大きな横断幕（裏向き）には「さよなら！晋三」の文字。

談論暴発

現在この国の平均寿命は、６歳以上女性が長命だ。しかし100年前は１歳程度の差だった。女たちは男女平等を目指してきたのに、寿命格差は開き続けてきた。国会議員や政府機関、トップ企業の女性の割合は日本は先進国の中でも低い。その格差是正の主張は、例えば、軍隊や消防士、各種のブルーカラー労働の分野に向けられることはまずない。「だから女性も危険で過酷な仕事をしろ」、いやいや、「女性がしたがらない仕事をなぜ男にさせる？」。今度の５月５日（６月17日は京都）、立川アイムで米国の男性の権利運動を追ったドキュメンタリー映画「レッドピル」を上映する。女性は不利・虐げられてきたと信じてきたフェミニストの女性監督が男性の被害者性に気づくことで、自らの信念に疑問を抱いていく。共同親権運動で散々「反動」と呼ばれてきたぼくにはすっと入るけどみんなはどう？　オーストラリアでは一度上映禁止にされたいかした映画。男も女もぜひ見にきて。13時半上演、入場無料！

（宗像）

contents

事務局から
●第13期・第11号をお送りします。次号（12号）は5月30日に刊行予定です。
●今期も次号で最終号になります。第14期の申込みをよろしくお願いします。

「平成」代替わり状況下の「不敬」イデオロギー
——『週刊新潮』の天皇黒塗り広告をめぐって

1880（明治13）年に公布された旧刑法の第二編「罪」のトップ（第一章）は「皇室ニ對スル罪」である。

第73条　天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子又ハ皇太孫ニ對シ危害ヲ加ヘ又ハ加ヘントシタル者ハ死刑ニ處ス

第74条　天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子又ハ皇太孫ニ對シ不敬ノ行為アリタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス／神宮又ハ皇陵ニ対シ不敬ノ行為アリタル者亦同シ

第75条　皇族ニ對シ危害ヲ加ヘタル者ハ死刑ニ處シ危害ヲ加ヘントシタル者ハ無期懲役ニ處ス

第76条　皇族ニ對シ不敬ノ行為アリタル者ハ二月以上四年以下ノ懲役ニ處ス

（傍点引用者）

これがいわゆる「不敬罪」（天皇・皇族やその墓に対する名誉棄損する言動を取りしまる法にもとづく罪）の根拠となる条文である。「不敬罪」は「治安維持法」とともに「国民の思想・言論の自由を取り締まる法律として、かつて天皇・皇族批判にとどまらず、国家への批判のいっさいをタブーにする悪法として権力者にフルに活用され、それは、1947年の刑法一部改正の時、戦後憲法の民主主義・人権（平等）原則に違反するものとして〈廃止〉された。天皇・皇族をウルトラに特別扱いすることによる言論まるごと弾圧法であったのだから、あたりまえである。ところが、敗戦とともに消滅に向かったかに見えた〈不敬イデオロギー〉は、「平成天皇」代替わりの政治プロセスの今、強固に復活し、うごめき続けているのだ。

わが家は、『朝日新聞』と『東京新聞』の２紙をとっている。私は、３月１日の『朝日』に掲載された『週刊新潮』（３月８日号）の広告を見て驚いた。「不敬描写で２月公開が突如延期！」（傍点引用者）の見出しの記事のタイトルが黒く塗りつぶされているのだ。上下のカッコが書かれているが、その中身は真っ黒。「のピンク映画」という大きな文字だけ残されている。天皇に関係する文字がそこにあったのは確実。そこにはどう書かれているのか、そして、どうしてこんなことになってしまったのか。もしかしたら注目を引くために『週刊新潮』の方がわざと黒塗り広告をつくったのか。

あわてて『東京』の方を見ると、黒塗りなどない。そこには「昭和天皇」の文字がハッキリ示されている。不気味な気分になり、とにかく『週刊新潮』の記事を読んでみた。その記事のキャプションはこうだ。

「明らかに昭和天皇に模した人物を、あろうことか、ピンク映画の『主役』の1人として登場させる。そんな前代未聞の映画が、去る２月16日から公開されようとしていたが、前日になって突如延期になった。その脚本には、不敬描写がこれでもかと連ねられ……」（傍点引用者）

そこには脚本が紹介されており、マッカーサーを思わせる男の「普通さ、君、処刑だよね、負けたんだから、でもさ、そうすると大変なことになるってみんな言うからさ、君、生きてていいよ。でさ、巡幸っていうの？　あちこち地方回ってさ、頑張れとか言っちゃってくれる」というセリフなどが具体的に示されている。それは、占領政策に天皇を利用した事実をコミカルな表現で示しているにすぎない。この記事は「映倫」もパスしているこの作品を劇場支配人がマズイとの自主判断で上映延期と報じている。突然の中止判断は、天皇主義右翼の暴力的介入への恐れと考えるのがあたりまえ。この『新潮』の記事にも「こういう映画を作ること自体、許されざることだと思います」という「民族派右翼の重鎮」なる人物の言葉がラストの方で引用され、こう結ばれている。

「この『問題映画』は、現段階ではあくまで公開『延期』であり、『中止』ではない。このままお蔵入りとなるか、それとも——」。

中止にして「お蔵入り」にしろ、という脅迫記事である。

次週の『新潮』（３月15日号）には、「広告を塗り潰す大新聞の“表現の不自由”」の記事があり、そこにはまず黒塗りした新聞としなかった新聞が紹介されている。

「興味深いのは、新聞社によって判断が分かれたことである。昭和天皇の4文字と写真を黒塗りにしたのは、先の4紙（朝日・毎日・日経・読売）に加え、西日本新聞、静岡新聞、京都新聞、四国新聞など。一方、一切の修整なしで広告を掲載したのは、産経新聞、東京新聞、中日新聞、河北新報、神戸新聞、福島民報、北陸中日新聞、新潟日報、南日本新聞などだった。安倍政権や原発についての主張が真逆の産経新聞と東京新聞が仲良く「掲載組」に入ったのは、注目に値する事実とはいえまいか。ちなみに、本誌発売翌日に広告が掲載される地方紙もあり、その“タイムラグ”を利用して判断を変えたケースも。東奥日報、大分合同新聞、北國新聞、熊本日日新聞は発売前日にはオーケーだったものの、最終的にはNGと判断。愛媛新聞と山陽新聞は、『全国紙の対応を見たい』とした上で、結局、黒塗りにした」。

この記事は、黒塗りメディアは「表現の自由」をわきまえない「過剰な自主規制」メディアだと非難している。そして記事をこう締めくくっている。

「新聞が揃って思考停止に陥った時、何が起こるか。それは歴史が証明している」。

「よく言うよ」である。天皇表現の黒塗りなどの自主規制が天皇制批判のタブーのムードもつくることはまちがいない。しかし『週刊新潮』自体は、天皇制批判のタブー化（批判的思考の停止）をストレートに主張しているメディアであるにすぎないではないか。

「黒塗り」メディアも『週刊新潮』も天皇制批判はタブーという、時代的ムードを共につくりだしているのだ。いいかえれば「思想・表現の自由」を破壊する「不敬」イデオロギーの再生産装置という点で共通しているのである。

（天野恵一／反天皇制運動連絡会）

今夏、辺野古へ土砂投入を許さない!
—沖縄「日本復帰」46年を問う5.13集会へ

1972年5月15日の「日本復帰」から46年。沖縄は軍事植民地のままである。1952年の段階で日本「本土」の米軍基地面積は約13万5200ha、沖縄のそれは約1万6000haに過ぎなかった。1972年になると、「本土」約1万9700ha、沖縄約2万78000haになり、2014年時点では「本土」約8000ha、沖縄2万2700haとなった。「日本復帰」後、「本土」と沖縄の米軍基地格差は広がっている上、自衛隊基地も沖縄に配備されるようになった。米兵の犯罪、事故、環境破壊は絶えることがない。

1996年のSACO(日米特別行動委員会)合意は普天間基地返還をうたいながら、代替施設を「沖縄本島東海岸(辺野古)」に設置することを条件としており、「県内たらい回し」が前提であった。なんという欺瞞。1997年に名護市民投票が実施され、日本国の官僚や利権にあずかる業者の激しい介入があった中、53%の市民が辺野古への新基地建設に反対の意思表示をした。当時の比嘉鉄也名護市長は、投票の結果を無視して基地受け入れを表明し、辞任した。後継の岸本建男名護市長、1998年に知事になった稲嶺恵一氏も受け入れを表明した。ただし、名護市長も知事も、新基地に「15年の期限付き」「軍民共用」という条件を付していた。どうあがいても造られるなら少しでもましな方法でという苦渋の決断だった。しかし日本政府は、2005年の閣議決定で「15年」「軍民共用」を削除する。沖縄側のこんなささやかな願いさえ踏みつぶす、「復帰」したのはそんな国だった。

その後、2010年に辺野古新基地建設に反対する稲嶺進名護市長が誕生する。2期8年の間に、名護市の予算を約95億円アップさせ、医療・福祉の充実など着実に成果をあげてきた。残念ながら今年2月の市長選挙で落選するが、公正な選挙とよべるものではなく、日本政府が露骨に介入した。どこの独裁国家の選挙なのか? もはや国連の監視が必要なレベルだった。そして日本政府は辺野古での違法な工事を続け、今夏にも土砂投入を強行する予定だ。しかし、稲嶺進氏は、今後も辺野古新基地建設に反対していくと明言している。

5.13集会のメインスピーカーに、その稲嶺進前名護市長をお迎えします。稲嶺さんは1972年以降、ずっと名護市の行政に関わってきました。今年3月には、東海岸漁協準備委員会の相談役顧問に就任しました。同漁協は辺野古大浦湾の正当な漁業権者によって設立が進められており、認可されると辺野古の工事の歯止めになります。稲嶺さんと一緒に、沖縄にとって「日本復帰」とは何だったのか、今、私たちにできることは何なのか考えてみませんか。

(宮平真弥/沖縄・一坪反戦地主会関東ブロック)

＊　＊　＊

場所:南大塚ホール(JR大塚駅南口5分)
日時:2018年5月13日(日)6時　参加費:500円
主催:沖縄・一坪反戦地主会関東ブロック(090-3910-4140)

安倍靖国参拝違憲訴訟の控訴審が始まります
——傍聴をお願いします!

2013年12月の安倍首相の靖国神社参拝に対して翌14年に原告635名が提訴した安倍靖国参拝違憲訴訟は、昨年4月28日の安倍首相の言い分をそっくりそのままなぞったような一審判決から1年、いよいよ控訴審が始まる。

空疎で政治的不公正に満ちた一審判決。そんなデタラメな判決でも覆すことが難しいというのが現実だ。それでも、原告・弁護団はこの控訴審に向けてやれるだけのことはやるという気持ちで、この一年間、反撃のための準備や行動に時間とエネルギーを割いてきた。

全エネルギーを出し切るような形で準備され闘われた一審なのに、法廷で展開された陳述も証言もまったく判断の外に置かれた判決であったとなれば、再度同じことを主張し、再度これを聞け、読めと言いたくもなってくる。でも、それでは控訴審は闘えない。弁護団は、判決への反論と一審では出せなかった論点について議論を重ね、書面を練り上げる作業を続けてきた。原告団も、裁判長が決まると同時に裁判長宛の「憲法判断」と「公正な判決」を求める葉書を大量に拡散し、葉書アクションへの協力を呼びかけるなどしてきた。

そして、いま第1回口頭弁論を目前にしている。当日は、弁護団による陳述と、控訴人による意見陳述が予定されている。陳述控訴人は、鈴木重良さん、梶川涼子さん、候岩琳さん(中国)の三人。大法廷での2時間は、聞き応え見応えのある法廷となること間違いない。一審で展開された弁護団による陳述と、原告による意見陳述、本人尋問は、どれも印象に残る素晴らしいものだった。控訴審も同様の印象深い法廷が展開されるはず。できるだけ多くの方に共有していただきたいと切に思う。

あたりまえのことながら、一人ひとりの生きてきた歴史は本当にさまざまで、陳述される方はみなさん、その歴史を背負って語られる。靖国神社をめぐる、あるいは戦争という個人的でありながら、社会的・政治的な体験を通して、安倍の靖国参拝が基本的人権や平和的生存権、政教分離原則、信教の自由等々を侵害していることを訴えられる。たくさんのドラマがあり、それは歴史の隅々をみていくことでもある。この法廷は、とても貴重な経験をさせてもらえる場となっている。

いまどき、法廷を公平な正義の砦であるなどと、夢のようなことを考える人などいないであろう。だからといって、そうであるべきだという信念を譲るつもりも毛頭ない。法廷で闘う以上は、たくさんの人たちと一緒に、公正でまっとうな憲法判断が出されるような法廷を目指し、頑張っていきたい。第1回口頭弁論につづき、第2回もすでに日程は上げられた。大法廷を埋め尽くし、いいかげんな審理を許さないという意志を示したい。

(桜井大子/安倍靖国参拝違憲訴訟・東京事務局)

●第1回4月27日(金)13:30〜15:30、東京高裁101号法廷
●第2回6月6日(水)13:30〜15:30、東京高裁101号法廷
＊報告集会16:30より(於:西早稲田の日本キリスト教会館4F)
＊いずれも傍聴券抽選は30分前です。

オスプレイ横田配備の狙いはどこに?

全く寝耳に水とはこのことだった。マスコミ報道では4月3日に突然在日米軍が横田基地へのCV22オスプレイ配備を行うことを公表したということになっている。しかし実は3月中旬に日本政府にその情報は伝えられ、ギリギリまでそれを公開することを待つように指示を受け、従っていたというのが真相だった。まさに米国の飼い犬、日本が忠実な僕でしかないことをまたしても世界に見せつけてしまったわけだが、このCV22の配備計画を振り返って見よう。米軍は2015年5月に、「17年後半にオスプレイ3機を横田基地に配備する」としていた。しかし要員や機材の確保が間に合わないため、17年3月に配備延期を公表。19年10月〜20年9月に配備する予定と発表していた。それが突然の前倒しなのである。なぜ急いだのか。オスプレイという軍用機の性格から考えてみよう。

オスプレイは離島奪還に役立つと右翼のマニアは言うが、防衛よりむしろ侵略的な戦闘に向いている。実際この横田基地に配備予定のCV22は空軍の特殊部隊作戦機だ。現在普天間基地に配備されている海兵隊向けのMV22と外見は同じだが、要人暗殺・敵地深部への潜入などの危険な任務をこなすために地形を追従する特殊なレーダーを装備しており、これは山岳地帯でも超低空飛行を行えるようにするためだ。しかし当然訓練も危険なためCV22の方がMV22より事故の発生率は高い。事故率が高くても運用を無理矢理続けるのが兵器というものだ。やはり事故率が高かったAV8Bハリアーという垂直離着陸戦闘機も長く使われてきたが、フォークランド紛争でアルゼンチン空軍相手に圧勝した実績がある。

この事故が多いが強襲作戦に向いたオスプレイ配備を急いだのは朝鮮半島情勢での朝鮮民主主義人民共和国に対する軍事的な威嚇をかけ、米朝首脳会談を優位に進めようという狙いかと思われる。もちろん中国など他の日本周辺国家への威圧もある。

横田行動実行委員会ではここ数年この問題が持ち上がって以降、横田への集会デモ、映画会や学習会を繰り返し行い、また千葉の反基地運動との連携も模索してきた。千葉県木更津には自衛隊のオスプレイも11月に暫定配備されることになっている。この自衛隊版オスプレイ反対の闘いとも連帯し首都圏でのオスプレイ反対、基地強化の反対を早急に強化し現場の闘いを行っていく必要がある。横田行動実行委では4月7日に緊急抗議情宣を立川駅で行い、6月30日に横田基地に向かうデモを予定している(場所時間未定)。参加を訴えたい。

(大洞俊之/立川自衛隊監視テント村)

〈武器輸出三原則撤廃から4年〉
実質的「壊憲」を推し進め、平和主義にとどめを刺す明文「加憲」をもくろむ安倍政権に今すぐ市民の引導を

今から4年前、2014年の4月1日、安倍政権は歴代内閣が曲がりなりにも維持してきた「武器輸出(禁止)三原則」を撤廃し、まったく逆の意味を持つ「防衛装備移転三原則」を閣議決定しました。稚拙で嘘のような「改ざん」により、武器輸出が国策となりました。

わずか3か月後の7月1日、これも歴代政権が遵守してきた憲法解釈を閣議で変更し、集団的自衛権の行使容認に道を開きました。

それからというもの、安保法制の強行採決などに見られるように、坂を転がり落ちるごとくに「平和主義」は空洞化しています。同時に、「森友・加計学園」問題を典型として政治家の言動は劣化し、官邸に人事権を握られた官僚も倫理を失い、公文書の改ざんにまで至りました。近隣諸国の脅威がヘイトスピーチも交えて煽られ、メディアは権力の意向を忖度し、一部マスコミはすでに虚偽を事実のように装った「フェイク・ニュース」を垂れ流して、世論を誘導しようとするまでになっています。

そしてこの1月、安倍首相は2018年中の「憲法改正」発議への意欲を表明し、党内の消極論さえ強引に黙らせて9条改変に前のめりになっています。

さらに、軍事費は歯止めを失い膨張するばかりです。南西諸島への対艦ミサイル・レーダー基地建設、秋田と山口へのイージス・アショア(陸上型の弾道ミサイル迎撃システム)設置など、戦争へのリスクを高め住民を危険にさらす企てが進められています。さらに、「専守防衛」を前提とした武器体系を大きく逸脱する「敵基地攻撃兵器」の購入や研究までがまかり通っています。軍学共同の動きは日本学術会議や研究者・市民の抵抗にあいながらも依然として続き、科学技術政策の軍事化も、総合科学技術・イノベーション会議に防衛大臣や防衛装備庁幹部が参加するなど、新たな段階に入っています。

ただ、安倍政権が「成長戦略」に位置づけた武器輸出はかけ声倒れに留まっており、完成品の輸出はいまだにゼロです。実績作りを焦る防衛装備庁は、イエメンへの無差別空爆に現在進行形で参加しているアラブ首長国連邦(UAE)に、川崎重工製のC2輸送機を輸出しようとしています。もはや「紛争当事国には売らない」との建前すら吹き飛んでいます。また、三菱電機製の防空レーダーのタイへの輸出の動きが急浮上し、早ければ4月中にも結果が出ると見られます。

さらに、中古武器の無償譲渡にも道が開かれ、東南アジアに練習機や対潜哨戒機を引き渡す動きが進んでいます。無償譲渡のみならず、修繕費まで日本が負担する「武器輸出版ODA」の創設すら検討されています。武器の共同開発では、三菱電機が参加するイギリスとの空対空ミサイル共同開発が進展を見せ、試作品づくりに入ろうとしています。

国際紛争を武力で解決する愚かさを知り、訣別したはずの日本が、武器を売ろうと企み、自らの戦力も展開しつつあることに、私たちはもっと声を上げなければなりません。

新たな紛争に満ち、壊れかけている世界を前にして、市民がもっと強くなり、連帯することが求められています。戦争で儲け生命を軽んじる政治家や軍需企業に対する異議申し立てを強化し、戦火のもとにある最も弱い人びとを守らなければなりません。

この国の民主主義のために、東アジアに持続可能な平和を構築するために、そして、世界を壊さないために、私たちは声を上げ続けましょう。不正義と憲法違反に目を光らせ、武器の輸出にも輸入にも反対していきましょう。

安倍政権を一日も早く退陣させることが、この政治と倫理の劣化を止め、平和憲法と民主主義システムを防衛する上で欠かせないことは言うまでもありません。今がその決定的な瞬間です。私たちは武器輸出の実績ゼロのままで安倍政権を退場させるために、力を尽くしていきます。

2018年4月1日　武器輸出反対ネットワーク(NAJAT)

被ばく労災補償――「あらかぶ裁判」に支援を

池田　実（福島原発被ばく労災損害賠償裁判を支える会・共同代表）

福島原発事故による避難者たちが全国の避難先などの裁判所で国や東電に損害賠償などを求めている集団訴訟では、あいついで国と東電の責任を認める判決が出ている。その影で事故の収束作業に従事し被ばくした労働者の損害賠償を求める裁判が進行しているのをご存知だろうか。「あらかぶ裁判」－福島原発被ばく労災の損害賠償を求める裁判である。私（池田実）も福島で事故収束作業に携わった者として、作業員の命と健康、そして待遇改善を求めるためこの裁判を支援している。

初の白血病労災認定

北九州市在住の男性（43歳・通称あらかぶさん）は、「東北・福島の人たちの役に立てるなら」との思いで、家族の反対を押し切り福島の原発作業に向かった。鍛冶職人として2011年10月から2013年12月にかけて、東京電力福島第二原発の水密化工事（津波対策）、九州電力玄海原発の定期点検工事、福島第一原発の収束・廃炉作業などに従事した。その結果、約２年間の被ばく線量は、記録されているだけでも19.78mSv（ミリシーベルト）という、年平均限度20mSvに迫る被ばくをする。

2013年12月頃から発熱と咳が続いて風邪のような症状が顕われ、2014年１月に定期電離放射線健康診断を受診した結果、急性骨髄性白血病との診断を受けた。あと数週間発見が遅れていれば命はなかったと告げられたのだ。治療では骨髄移植をおこなったが、激しい吐き気と下痢や高熱が続き、一時は敗血症で危篤状態となる。妻と幼い３人の子どもたちを置いて死ぬかもしれないという恐怖から不眠になり、うつ病と診断された。辛い治療に耐えて回復し、2014年８月には退院することができた。

2015年10月、福島第一原発の収束・廃炉作業に従事した労働者としては初めて、被ばくによる白血病とうつ病の労災認定を受けた。厚生労働省の専門家検討会は、詳細な審議の上、原発での業務が原因で発症したと判断したのである。

ところが、労災認定が公表された際、安全管理に責任を負うはずの東電は、「当社はコメントする立場にない」などと語った。この報道に激怒したあらかぶさんは裁判でたたかうことを決意する。2016年11月22日、東電と九電に謝罪と損害賠償を求めて東京地裁に提訴したのである。

劣悪な労働現場

あらかぶさんが携わった福島第二原発の耐震化工事では、警報付ポケット線量計（APD）が作業員に渡されず、一次下請けの現場監督のみがAPDを持っていた。現場監督が持つAPDも、頻繁に警報が鳴っているのに、監督は「大丈夫、大丈夫」と言ってAPD貸出所まで戻り、アラームを解除して作業が続行されたのだ。

九州電力の玄海原発の定期点検では、配管を切断する工事などをおこなったが、放射性物質が飛散する解体作業に半面マスク、または半面マスクすら着用しないで従事することもあった。

そして最大の被ばくを受けた福島第一原発４号機では、水素爆発により損傷した建屋の燃料プールの傍で、クレーンの土台となる架台を設置するための溶接作業などに従事した。防護服の上から、放射線を遮蔽する鉛ベスト（重量約15kg）を着用するが、数が不足しており、着ないで作業をおこなうこともあった。現場の監督に、「着らんでもこっそり入れ」などと言われて作業をさせられた。鉛ベストは上半身のみで、腕と下半身については、放射線を遮るものはなかった。裁判で東電は、「安全管理は適正におこなわれており、そういう事実は存在しない」と事実を認めない。

因果関係なしと東電

東電は、「放射線の健康影響は100mSv未満では認められていない。他の要因によっても発がんリスクは上がる」などと反論を展開。原告の被ばく線量については、「東電で累積15.68mSvの外部被ばくにとどまり、九電の被ばく線量を合算しても、適法な被ばく線量の範囲内である」「労災認定をもって、被ばくと健康影響の因果関係が証明されたものではない」と主張する。

原告側は、あらかぶさんの被ばく線量は、2012年10月から2013年３月までの５ヵ月間で、記録されているだけでも10.7mSvであり、白血病の労災認定基準である年間５mSvを大きく上回っている。しかも作業環境は劣悪で、実際の被ばく線量は記録として残っているもの以上であると考えられる。当時暮らしていた宿舎や生活環境での被ばくもある。また、急性骨髄性白血病は、100mSv未満でも放射線被ばくによる有意な増加を示すという科学的データは数多くある。これらの事実そのものが、原告の被ばく労働と白血病の発症との間に相当因果関係があることを示しており、東電・九電の主張は誤りだ、と反論した。

原発作業員の安全・補償を

これまでの被ばくによる労災認定は、JCO臨界事故の３件、福島第一原発の作業員であらかぶさんの後に２件を含めて19例しかない。また、裁判に訴えて労災が認められた例はあるが、電力会社を相手に損害賠償裁判で勝訴した例はない。

多重下請け構造の中で、会社や仲間に迷惑がかかるためと原発作業員が声を上げて被害を訴えることは非常に困難だ。収束作業に入った労働者のうち、退職後も国が健康診断をおこなうのは、50mSv以上の被ばくをした緊急作業従事者に限られている。今後は、福島第一原発事故直後の作業員などの健康被害がさらに出てくることが予想される。また、労災認定を受けたとしても、その補償は治療費や賃金の８割など決して十分なものではない。そのような中で立ち上がったあらかぶさんの裁判は、原告の尊厳を回復するためにも、そして既に６万人を超えた福島第一原発の収束・廃炉作業労働者の安全・補償のためにも、負けることができない裁判だ。裁判傍聴と署名へのご協力をお願いします。

【当面の裁判日程】

第８回口頭弁論　７月６日（金）11時　東京地裁103号法廷
第９回口頭弁論　９月13日（木）14時　東京地裁103号法廷
＊「あらかぶさんを支える会」
　HP　https://sites.google.com/site/arakabushien/

「ペンタゴン・ペーパーズ」

スティーブン・スピルバーグ監督（2017年、アメリカ、116分）

スピルバーグ監督が、トランプ大統領のメディア攻撃を意識してか、撮影中の作品を後回しにして、制作した本作品。主演はメリル・ストリープとトム・ハンクスという最強のコンビ。時は、ベトネム戦争が泥沼化しつつあった1971年。兵士とともに過酷な戦場を生きる軍事アナリスト、ベンは、この戦争の意義に疑問を持つ。すでに４人の大統領が戦争を引き継ぎ、最後のニクソン大統領になっていたが、この戦争継続の目的は「10%は南ベトナム支援。20%は共産勢力の拡大阻止。そして残る70%はアメリカに戦争の敗北をさせないため」と知り、政局の好転ばかり報じる政府に怒りを覚えていた。敗色濃厚な中で、アメリカの若者が次々に戦場に送られ犠牲になっているのだ。やがてダンは、ジョンソン大統領が国防長官だったマクナマラに作成させ、自分もかかわった「ペンタゴン・ペーパーズ」と呼ばれる最高機密文書をコピーして持ち出す。その分量は何と4000ページ。

一方、有力地方紙であったワシントン・ポストは、夫亡き後経営を引き継いだキャサリン・グラハムという女性経営者が苦労しながらも社を守り続ける。社の辣腕編集主幹は野心満々のベン。キャサリンは女性経営者が珍しかった時代をしなやかに、たくましく生きた女性活躍の先駆者だ。めまぐるしく展開する場面は、ついにこの秘密文書の存在がニューヨーク・タイムズ紙に暴露され、アメリカ社会は騒然となり、反戦運動にも勢いが増す。ニクソンは国家の安全保障を脅かすとして記事の掲載差し止め命令を連邦裁判所に要求。ワシントン・ポストもこの機密文書を入手し、記事掲載に踏み切るかどうか、決断を迫られる。掲載すれば、同様の処分が下される危険が予見される中、キャサリンは熟慮の末、掲載許可を決定する。掲載決定の指示を受け轟音を立てて回る輪転機。臨場感あふれる圧巻の場面だ。この勇気ある決断に触発され次々に記事掲載する新聞社が続く。そして、最高裁判所は、差し止め命令を無効と判断。「PPの公表は公益の為であり、政府の監視は報道の自由に基づく義務である」と断じる。

スリリングな展開の中で、報道の責務とは何かを問う話題作を見ると、日本との違いに愕然とする。メディア経営者が総理と会食を重ね。忖度記事を書かされるような現状には、一部を除いてジャーナリストとしての矜持が感じられない。実は韓国でも李明博大統領はメディアのトップの任命・解任権を掌握し、民衆側に立つ経営者や記者を排除してきた。その実態がわかる映画「共犯者たち」が６月９日（土）なかのZERO小ホールで７時から特別上映される。本作と合わせて視聴されたい。

映画の最後に、ニクソンを退陣させた重要な事件が示唆されるので、見落とさないでほしい。

（森本孝子／「平和憲法を守る荒川の会」共同代表）

『続　武力で平和は創れない――街なかの改憲不要論』

市民意見広告運動・発行　300円（送料別）

2007年に同じ「市民意見広告運動」編の『武力で平和はつくれない』が、合同出版株式会社から発行された。サブタイトルに「私たちが改憲に反対する14の理由」とある。126ページだ。ここでご紹介するのはその続編で、48ページしかない。立てられた質問は９だけ。この10年間の政府与党による改憲への歩みは速度を早め、内容もますます私たちの望まない方向に向かっている。このグループが続けている「九条実現」をテーマとした新聞掲載の意見広告に対して市民から寄せられた疑問に答えるためには、以前のパンフでは「10年前、改憲をめぐる環境はあの頃は牧歌的だったなあと思わせる」との考えで、今の緊迫した状況に合わせて新たに続編を編むことになったと、緒言にある。

１．中国や北朝鮮への「抑止力」として、軍事的備えは必要では？　２．尖閣諸島や竹島など日本の領土を実力で守るためにも、軍備は必要？　３．中国や北朝鮮の指導者は信頼できるのか？　４．お金や汗だけでなく「血」の貢献も必要？　５．自衛隊が参加するPKOの実態にあわせて、憲法は変えるべきでは？　６．自衛隊が違憲というならば、憲法を改正して合憲にするほうが良い？　７．70年間も憲法を変えないのはおかしいのでは？　８．日本国憲法はGHQに押しつけられたものだから変えるのはあたりまえでは？　９　テロへの備えに、緊急事態条項の新設は必要では？（各項とも言葉を一部省略してあります）。

以前のパンフの14のテーマと、こんどの９の質問とでは重なっているものもあるが、状況が厳しくなったことばかりで、これは安心という項目はない。

執筆者には、「市民意見広告運動事務局」員があたり、市民の目線で判りやすく端的に表現されている。立てられた質問項目は、どれも巷間でよく聞かれる問題ばかりで、それも厳選されている。このパンフを読む人はおおかたは反改憲論者で、いまさらこんなこと、と思われるかもしれないが、「北朝鮮からミサイルが飛んで来るかも、抑止力は必要」「連合国から押しつけられた憲法」「テロへの備えは」とかいう疑問に対して、そんなことはありえない、とか、いつまでそんなことを、とか言っても説得力はない。そういうときの答え方のよき案内者になってくれると思う。前出のパンフは、自分の勉強のため、続編は改憲に傾いている人に説明するためのものと解釈したい。全体も薄くて（厚さ5ミリ！）、軽いので携帯には最適だ。

巻末に、山城博治さんが「沖縄の米軍基地は日本の防衛にとって必要か」、吉岡忍さんが「テロから身を守るために、権利の制限が必要か」、太田啓子さんが「憲法24条改憲論の問題について」を執筆されている。どれも戦後日本国憲法のもとで私たちを護ってきた項目がいま、失われたり、変貌したりされそうな問題をとりあげていて教えられる。

（梶川涼子／事務局）

［連絡先］◇市民意見広告運動・事務局
FAX：03-6435-2031／メール：info@ikenkoukoku.jp

反改憲ニュースクリップ

自民、9条改定案作りを執行部に一任

2018年3月22日～4月14日

【3月22日】〈9条〉自民党憲法改正推進本部が全体会合を開く。憲法9条の改正条文案について議論し、今後の対応について細田博之本部長に一任した。15日の全体会合では、新設の9条の2に含める「必要最小限度の実力組織」との文言に対して批判が相次いだことから、執行部は2つの代替案を提示。一つは「必要な措置をとることを目的として」で、もう一つは「前条の規定は、必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として」。会合では後者を支持する意見が多かった。

【3月24日】〈9条〉自民党が3つの9条改憲案を一本化し、地方組織の代表を集めた会合で初めて示す。条文案では、9条の2を新設し、9条2項の下でも「必要な自衛の措置」をとることを妨げないと規定。さらに「そのための実力組織」として「内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する」とした。

【3月25日】〈自民〉第85回党大会を開く。安倍晋三首相は「憲法にしっかりと自衛隊を明記し、違憲論争に終止符を打とう」と呼びかけ。二階俊博幹事長は、党憲法改正推進本部が改憲4項目の条文素案をまとめたことを報告し、大会は「改憲の実現を目指す」と明記した2018年度運動方針案を採択した。

【3月28日】〈憲法審〉衆院憲法審の与党幹事懇談会が開かれる。自民党が改憲4項目をまとめてから初の幹事懇だが、テーマは国民投票法（改憲手続法）だった。国民投票の際、改憲案の内容を「客観的・中立的」に広報する国民投票広報協議会の説明などを事務方から受ける。

【3月30日】〈安倍発議〉「九条の会」が自民党がまとめた9条改定案に抗議する声明を発表。「現行の9条1項、2項を死文化してしまう。明記するのは、あの安保関連法で海外での武力行使に乗りだした自衛隊だ」と訴えた。

【3月31日】〈維新〉日本維新の会が定期党大会を開き、2018年の活動方針を採択。憲法改正をめぐっては、党の改憲原案に掲げた教育無償化など3項目の実現を重ねて訴え、自民党が9条を含む改憲条文素案をまとめたことを踏まえ「自衛隊をめぐる憲法改正の議論も進める」とも明記。

【4月3日】〈改憲手続法〉自民、公明両党の衆院憲法審査会幹事が国会内で会談し、国民投票法について、現行の公職選挙法と整合させる改正が必要との認識で一致。遠洋航海中の「洋上投票」の対象者を船員から実習生へ広げるなど、公選法と整合させる。改憲の実質論議と並行して進めたい自民党に対し、公明党は手続き論を優先させたい意向。他方、立憲民主党は、改憲案への賛否を呼びかける広告・宣伝規制を強化する方向で改憲手続法の改正案作りを検討している。**〈希望・民進〉**希望の党の細野豪志元環境相が、民進党の大塚耕平代表が呼びかける新党への不参加を表明。「『安全保障を現実的にやり、9条も含めて憲法改正を議論する』という希望の党の旗印を降ろす選択肢はあり得ない」。**〈自民〉**党青年局が改憲の必要性を漫画で解説する政策パンフレット『国に届け』を作成。15日に実施する全国一斉の街頭演説の際などに配布する方針。

【4月4日】〈公明〉山口那津男代表はBS11の番組で「9条（改正）は根強い反対論もあるし、賛成論も伸びてきていない。この難しい課題を国会発議や国民投票のレベルに持っていくのは非常に難しい」。

【4月5日】〈自民〉衆院憲法審査会の森英介会長が、自民党憲法改正推進本部がまとめた改憲4項目の条文案について「あくまでも審査会に提案して『たたき台』にするもので、これをもって発議しようという硬直的なものではない」と麻生派会合で発言。

【4月6日】〈自民〉石破茂元幹事長が講演。9条改憲を「私の政治家であることの存在証明」としつつ、「政治的エネルギーをどのように分配していくかということで、その前にやらなければいけないことはいっぱいある」「多くの理解と納得なく憲法改正を拙速に行うべきではない」と主張。

【4月7日】〈九条の会〉都内で集会開く。「単に自衛隊を合憲にするだけなら賛成してもいいのでは」との想定質問に対して、愛敬浩二・名古屋大教授は「『現状』は次々に変わる。『1ミリも変えない』憲法を本当に作ることができるのか」と疑問を呈した。

【4月9日】〈安倍発議〉安倍晋三首相が参院決算委で「世論調査も一つの参考ではあるが、国会で改憲議論を行い、成案をまとめ、国民投票に付すことが国民の声を聴くということだ」と答弁。

【4月10日】〈自民〉細田博之・党憲法改正推進本部長が共同通信のインタビューに応じ、党の改憲条文案について他党との協議を踏まえて柔軟に修正を検討する意向を明らかに。公明、維新などの協力に期待感を表明する一方、森友学園や自衛隊の日報隠蔽などの問題が収束しなければ協議は進みにくいとの認識を示す。

【4月11日】〈最高裁国民審査〉最高裁裁判官の国民審査を巡り、在外邦人が投票できない現行制度は憲法違反として、米国在住の映画監督・想田和弘らが次回審査で投票できる地位の確認を求める訴えを近く東京地裁に起こすことが判明。

【4月12日】〈希望・民進〉両党が新党協議会で議論した基本政策の骨子案をそれぞれの党所属国会議員、地方組織の幹部に提示。骨子案では憲法改正について「わが国が自衛権を行使できる限界を曖昧にしたまま、憲法9条に自衛隊を明記することは認めない」と記している。

【4月14日】〈安倍発議〉安倍首相が自民党大阪府連の臨時党員大会であいさつ。「憲法に日本の独立と平和を守る自衛隊を明記し、違憲論争に終止符を打つ。それが自民党の責務だ」と9条改憲を呼びかけた。安倍首相が地方組織の大会に出席するのは極めて異例。／第1次安倍政権で内閣法制局長官を務めた宮崎礼壹が長崎市で講演し、安倍提案について「国民投票で否定されても自衛隊の合憲性は変わらないと言うのならば、する必要はない」と批判。

集会・行動情報　5/7 ～ 6/1

▶5月7日（月）辺野古新基地建設の強行を許さない！防衛省抗議・申し入れ行動◆18：30◆防衛省正門前（JR・地下鉄市ヶ谷駅）◆辺野古への新基地建設を許さない実行委員会

▶5月12日（土）「米騒動」100年プロジェクト（全7回）　SCENE2：「THE　SHOUTS」水橋─滑川のおっかあたちの叫び◆13：00◆富山県民共生センター　サンフォルテ305号室（富山市湊入舟町6－7）◆参加費＋資料代　各回1000円◆生・労働・運動ネット富山

■子どもを被ばくから守ろう！　家族も、自分も第10回新宿デモ◆13：00　アピール◆JR新宿駅東口アルタ前◆14：00　デモ◆脱被ばく実現ネット

■「自衛官のいのちを守る」樋口のり子さん講演会◆18：30◆ひと・まち交流館京都会議室（京阪清水五条駅、地下鉄五条駅）◆講師：樋口のり子（自衛官のいのちを守る家族の会）◆自衛官の命と人権を守る京都の会

■軍学共同いらない！市民と科学者のつどい◆13：30◆大阪グリーン会館2階ホール（JR大阪天満宮駅）◆杉原浩司（武器輸出反対ネットワーク　NAJAT代表）「戦争を欲する“死の商人国家”にさせないために」◆500円◆軍学共同いらない！市民と科学者の会・大阪

▶5月13日（日）沖縄「日本復帰」46年を問う　今夏、辺野古への土砂投入を許さない！5・13集会◆18：00◆南大塚ホール（JR大塚駅南口）◆参加費500円◆メインスピーカー：稲嶺進（前名護市長、オール沖縄会議共同代表）◆沖縄・一坪反戦地主会関東ブロック

■板垣雄三講演会（第9回）「パレスチナの悲劇70年は何を意味するか──迫られる20，21世紀像の転換」◆14：00◆文京区民センター3A（地下鉄後楽園・春日駅）◆資料代1000円◆板垣雄三講演会実行委

■自衛隊員のだれもがかけがえのないひとり　「自衛官の命を守る家族の会」樋口のり子さんと考える」◆14：00◆アネックスパル法円坂（旧大阪市立中央青年センター）（JR・地下鉄森ノ宮駅、谷町4丁目駅）◆講師：樋口のり子（自衛艦さわぎり人権侵害裁判元原告）

▶5月15日（火）春の日本消費者連盟連続講座第3回「死の商人にはなりたくない！──武器輸出入の場から考える」◆18：30◆連合会館501会議室（JR御茶ノ水駅、地下鉄新御茶ノ水・小川町駅）◆講師：杉原浩司（NAJAT代表）◆非会員：800円◆日本消費者連盟

▶5月18日（金）座標塾講座「ポストグローバル化の政治」◆18：30◆文京シビックセンター（地下鉄後楽園駅、春日駅）◆講師：大井赤亥（日本学術振興会特別研究員）◆1000円◆要申込：TEL・FAX03-6273-7233、email@theoria.info

▶5月19日（土）許すな！朝鮮総連への銃撃！　跳ね返そう！ヘイトクライム　5・19講演集会◆開場12：45◆日本キリスト教会館4階（地下鉄早稲田駅）◆講師：石橋学（神奈川新聞社デジタル編集委員、「時代の正体」取材班）◆500円◆差別・排外主義に反対する連絡会、直接行動（DA）

■愛国兵士づくりのための戦争教科書を許すな！全国集会◆13：30◆大阪市立中央区民センターホール（地下鉄本町駅）◆資料代：500円◆「戦争教科書はいらない！大阪連絡会

▶5月20日（日）トーク＆パレード　いらんやろう！上関原発2018～人も自然も生き物も～◆13：30◆明治大学リバティータワー（JR・地下鉄御茶ノ水駅など）◆講演：アーサー・ビナード「浦島太郎に謝りなさい」、橋本典子「上関原発反対運動と私」◆参加費1000円◆予約優先（問い合わせ：dousuru_net@mail:goo.ne.jp）

▶5月24日（木）大阪消団連学習会「原発と石炭火力はもうやめよう！」◆エルおおさか南館734会議室▶5月25日（金）第35回現代を考える連続講座「反貧困──私たちの視点と課題を考える」◆18：30◆千代田区富士見区民館（JR総武線・東京メトロ東西線・有楽町線飯田橋駅下車）◆講師：藤田孝典（ほっとプラス代表、「下流老人」著者）◆資料代：800円

▶5月26日（土）「美ら海壊すな　土砂で埋めるな5・26国会包囲行動◆14：00◆国会周辺（地下鉄国会議事堂前・永田町・桜田門駅など）◆「止めよう！辺野古埋め立て」国会包囲実行委

■STOP！辺野古新吉建設！大阪アクション◆18：30◆大阪中之島公園水上ステージ◆同実行委

▶5月27日（日）講演会「五日市憲法とその現代的意義」──半世紀前の明治100年記念キャンペーンに抗して──◆14：30◆たましんRISURUホール（JR・立川駅、南武線西国立駅）◆講演：新井勝紘（元専修大教授）◆資料代500円◆ネットワーク・市民アーカイブ

■原発あかん、橋本いらん、弾圧やめて！岡真理講演会「イスラエル「建国」70年の意味～パレスチナから日本を撃つ」◆開場12：00◆西淀川区民ヒール（JR御幣島駅）

▶6月1日（金）「戦争する国」ゴメン　この国の異常さを正そう！6・1大集会in中野◆17：30開場◆中野ゼロホール（JR中央線中野駅南口下車）◆講演：中野晃一（上智大教授）、小森陽一（九条の会事務局長、東大教授）◆特別企画：おしどりマコ＆ケン◆演奏：バイオリン：石井夕紀、ピアノ：清水智子◆1500円◆九条の会東京連絡会

▶「反改憲」運動通信：1部 400円（月1回発行／第13期：2017年6月～2018年5月）
▶事務局・連絡先：〒101-0063　東京都千代田区神田淡路町1-21-7　静和ビル2A　淡路町事務所気付
▶Fax：03-3254-5460　▶住所変更などはハガキでお願いします。
▶年間定期購読料：印刷・郵送4000円／PDF・Eメール3000円　▶郵便振替：00190-7-11558「反改憲」運動情報通信